自由民主党 政務調査会

厚生労働部会障害福祉委員長 髙鳥 修一 殿障 害 児 者 問 題 調 査 会 長 衛藤 晟一 殿

公益社団法人日本精神科病院協会

#### 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした

### 見直しに係る意見について

今回、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループでとりまとめられた論点について、日本精神科病院協会として次のように意見を述べる。

記

## VII 精神障害者に対する支援の在り方について

○ 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。



- ▶ 24 時間相談・レスパイトケア・ショートスティ・常時対応型の危機介入センター機能・生活訓練・事業者研修・家族支援・就労支援等といった、地域生活者とそれらを支える事業者等の拠点支援をおこなう「多機能型地域支援センター」(仮称)を整備することが必要である。
- ▶ 比較的重度の精神障害者の地域生活を支援するため、看護職配置の多い「医療 強化型グループホーム」など、精神障害の特性に応じた類型の生活サービスを 創設する必要がある。
- 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。
  - ▶ 入院中の患者の中には、疾病症状は比較的安定しているが要介護状態で介護サービスを必要としている人が多数存在している。精神疾患を有することで既存の介護サービス提供施設から敬遠され、それらの介護サービスを受けることが出来ず、入院という処遇になっている。これらの障害者を地域移行するためには、介護サービス提供施設の精神障害に対する対応能力や疾病管理の向上とともに経済的な支援策(疾病管理加算や特定薬剤費用対応等)が必要である。
- 障害者総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定および意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。
  - ▶ 障害者総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条とは関連性はある ものの、精神保健福祉法においても改正3年後の見直しが規定されており、精神保健福祉 法附則第8条については、障害者総合支援法の見直しの中で論ずる問題ではない。

# ~多機能型地域支援センター(仮称)~ 望まれる新たな役割機能

長期入院中の精神障害者が地域移行する場合に、

病状悪化や再入院などの防止 危機介入センターとして役割

(ドロップインショートステイ・レスパイトケアなど)

- 地域施設への相談支援・支持体制の常設(助言指導など)
- 地域支援スタッフの教育・能力向上支援
- 24時間電話相談(医療的・福祉的相談受付)
- 状況に応じた適切な訓練(ステップアップ)
- 地域住民との調整や偏見除去
- 家族に対する支援、心理教育の実施

・・・・といった多機能型の拠点支援センターが地域に必要。

# 多機能型地域支援センターの役割機能

